

使用料規程

株式会社リブラ・エージェンシー

第1条（目的）

本使用料規程は、株式会社リブラ・エージェンシーがその管理の委託を受けた言語の著作物の利用に係る使用料を定めることを目的とする。

第2条（利用許諾の区分）

著作物を録音して有線放送する利用

第3条（使用料の額）

録音テープ等に著作物を録音し、有線放送する場合の使用料は、一時間の録音物を一ヶ月間使用するにつき七千円とする。

2項 録音時間が一時間を超える場合および使用期間が一ヶ月を超える場合は、利用者と協議の上、使用料の額を決定するものとする。

第4条

第3条に定める利用方法以外の利用方法により著作物を利用する場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して利用者と協議の上、使用料の額を定めるものとする。

附則（実施の日）

この使用料規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経過した日から実施する。